

論文

日独外務省政策企画協議と日本の核武装問題

—エゴン・バールと 1969 年の日本訪問—

マイク・ヘンドリック・シュプロッテ

1. はじめに

「ところで、日本が過去 30 年間に実際にその英知を民生の生産物の改良だけに傾注してきた事実は、その他の要素とならんで、日本製品が安価なだけでなく、ほとんどすべての分野において、アメリカ製品やヨーロッパ製品よりも良い製品になったということの要因であることは確かである。

他方で、他の国が軍備により平和を維持するために支出をするのに引き合うとき、日本が後に全く効果的になる平和的生産物を調達するメリットを体系的に作り出すコンセプトがそこから出てこないのか、ということについて考えを巡らせることは興味深いだろう。

しかし何のためにしかるべきことについて熟考するのか、我々の日本の友人は何についてかつて考えていたのだろうか。」¹

「日本の友人」であるドイツ社会民主党のエゴン・バール (Egon Bahr, 1922—2015 年) が当時の西ドイツ外務省政策企画局長として 1969 年 2 月に来日した時、このような思考プロセスをたどっている。バールが来日した時は、日本国民と日本国土のための安定した安全保障構想への絶え間ない追求がおこなわれた、まだ初期段階である。バールは 1969 年以後ヴィリー・ブランド率いる社会リベラル政権で現実的な交渉に転換した「新しい」東方政策の立案者の一人と見なされている²。バールの訪日目的は、日本側からの働きかけによる、日独初の外務省政策企画協議のためだった。当時、日本はこのような協議を、その他には、アメリカ合衆国とだけ行っていた³。米国と日本は、国内政治で活発に議論された 1960 年の日米安保条約の改定後、この時日本社会で非常に広範な市民社会的な抗議があったにも関わらず、緊密な軍事的、安全保障的な同盟関係 (と依存) により、結びついていた。

2010 年 10 月 3 日の夜、日本放送協会 (NHK) は「核を求めた日本—被爆国の知られざる真実」というドキュメンタリー番組を放送した。このドキュメンタリー番組の中心は、エゴン・バールによって書かれた、1969 年 2 月 3 日から 6 日までの間に東京と箱根宮ノ下での日独外務省政策企画担当者協議に際して行われた夜の会談に関する当時の極秘「記録文書」だった⁴。バールが、ごく限られた人物、ゲオルク・フェルディナント・ドゥックビッツ外務省次官 (Georg Ferdinand Duckwitz, 1904—1973 年)、ヴィリー・ブランド外相 (Willy Brandt, 1913—1992 年)、さらに口頭報告によってクルト・ゲオルク・キージナー首相 (Kurt Georg Kiesinger, 1904—1988 年) 宛てに書簡を出した。バールの「記録文書」によると、この協議の議題は、大国と対等になるための日本の取り組みにおいてドイツの支援が可能かどうか、という問題だった。日本側からはさらに、特別な状況下において、方向転換して実行されなければならない日本独自の核武装についての話もあったと伝えている⁵。

バールの記録文書は、すでに彼の回顧録が 1996 年に出版されて以来、その内容は知られていた⁶、すでに 2000 年からドイツでは全文が外務省資料として公式に刊行されていたが、日本では、ドキュメンタリー番組の放送翌日に、特別な政治的影響が広がった。当時外務大臣だった民主党の前原誠司は、バールの記録文書の正確さを確かめるため、内部調査委員会の設置を指示した⁷。というのも、記録文書の内容は、後にノーベル平和賞を受賞する佐藤栄作首相のもとで 1967 年に発表され、それ以来「国としての政治的原則」として宣伝されていた「非核三原則」—核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず—に対して、さらに疑問を投げかけるものだったからである。前原の党友で、前原の前に外務大臣を務めた岡田克也は、すでに一年前に、立証された日米の密約問題の批判に関してテーマ的に類似の調査を、つまり 1960 年から 1973 年の日本における米国の核兵器の持ち込みと配備に関して調査するよう

に、最高政府レベルで命じた。その前の政権にとって不利な調査報告書は2010年3月になってようやく日本国民に公開された⁸。

本論文では、日独の外交文書に基づき、日米安保条約、沖縄返還に関する長期かつ詳細な交渉、さらに意見の対立が起こった「核兵器不拡散条約」に対する日本の立場といった同時代的な背景を考慮にいたした上で、「非核三原則」の意義と実際の影響力ないし効力について、1960年代と1970年代初頭の日本の实际的で正統な防衛要求と照らし合わせて分析を行う。

2. 時代背景

国際政治において、1960年代と1970年代初頭は、一方で、ますます拡大する資本主義体制と共産主義体制の対立による冷戦によって、しかし他方で、明らかにイデオロギー的に根拠づけられたソ連・中国への敵対心によって特徴づけられていた。中華人民共和国は、1964年10月16日の核実験の成功により、米国（1945年）、ソ連（1949年）、イギリス（1952年）、フランス（1960年）につづく五番目の国として、当時まだ核兵器国家の限られていたサークルへの仲間入りを確実にした。日本にとっては威信をかけた夏季オリンピックの開催のときだった。しかし中国は外交的にはさらに孤立し、権力政治的に特に東アジア、東南アジアにおいて恐れられ、また中国は外交上評価することが難しく、決して信頼のおける政治的パートナーではないと見なされていた⁹。

広島、長崎への原爆投下の直接的な印象がまだ残る中、国際連合の枠組みにおける核軍縮も、成果がないままだったことは、研究対象とする時期におけるソ連と米国という世界強国にとっては、とりわけ自らの立場の保障のために、そして自らの軍事同盟（北大西洋条約機構とワルシャワ条約機構）の不安定化を避けるために、核兵器のさらなる拡大を制限することが適切だと思われた¹⁰。加えて、大量破壊兵器に由来する、あらゆる想像力を超える恐怖、世界平和とすべての人々の健康に対する危険、さらに核大国に行動を強制する心理学的な雰囲気を作り出された。注目されたのは、核兵器国の範囲が、つまり「1967年1月1日以前に核兵器、あるいはその他の核爆発装置を製造し、かつ爆発させた国々」であり、その範囲が追加的に、さらに規制なしに拡大しない、という核兵器の不拡散に関する国際的な取り決めであった¹¹。すでにこの条約に関する西ドイツのメディア報道において、この国際法上の取り決めの名称の選択を通じてだけでも、国際的な条約交渉における中心的な論点は明らかになる。本来の意味において、実際は「核兵器禁止条約」が問題になっていたが、「原子力禁止条約」という用語が当時の報道と政治的な議論で支配的

だった¹²。非核兵器国にとって、核兵器国のこの行動は、制限のない経済的な発展の前提となるエネルギー需要から見て、おそらく不可欠で、恵みと思われた、原子力の平和利用を妨害するか、少なくとも困難に陥らせようとする試みであると思われた。西ドイツの保守的グループは、これらを、「新ベルサイユ条約、あるいは確かに壮大なスケールをもつもの」¹³、あるいは「極めつけのモーゲンソー・プラン」¹⁴と、実例を使って評価した。核兵器を持たない国々のこれらの懸念は、冷戦の緊張の継続を考慮した彼らの国家的、領土的な不可侵性という安全保障の確保が必要だったため、いずれも同じだった。特に、日本とドイツは、1995年以来「時代遅れ」として認められていたとしても¹⁵、今日まで、国際連合憲章から削除されていない53条と103条の「敵国条項」、国際法上の「強制措置」、つまり「第二次大戦中に国際連盟憲章の署名国のいずれかの敵国だったあらゆる国に対して安全保障理事会の権限を与えない」ということに鑑みれば、この保障は必要だった¹⁶。西ドイツは、この時点でまだ国連加盟国ではなかったにも関わらず、北大西洋条約機構加盟国としてかなり守られていたと思われる。日本政府は、それに相当する米国の政府代表者の確約と日米安保条約があったにも関わらず、島国の領域的不可侵性の主張を保障すると思われていた、米国の「核の傘」のもとで、国際法上拘束力をもって日本が組み込まれることを、長年、手に入れたと思っていた。「核兵器不拡散条約」は最終的に三つの要素から構成された。(1) 核兵器の不拡散に関する宣言、(2) 核兵器国に対しても、核軍縮の義務、(3) 核エネルギーの平和利用に際して、国際的な協力の継続、である。米国、ソ連、イギリス政府による安全保障との組み合わせを伴ったこの要素、つまり「あらゆる非核兵器国に対し、締結国が攻撃行為の犠牲、あるいは核兵器使用下の攻撃の脅しの対象になる場合は、核兵器不拡散条約の締結国は加勢する」¹⁷により、ようやく、西ドイツ（1969年11月28日）と日本（1970年2月7日）が条約に署名することが可能となった。とは言え、西ドイツは1975年まで、日本は1977年まで批准に時間がかかった。

特に1964年の中国の核実験の成功は、日本に非常に大きなショックを与えた¹⁸。安全保障条約をこえて、日本の主権の持続的な保障に関する防衛政策の問題が国内政治の議論の中心になった。1964年11月より首相となった佐藤栄作新日本政府のジレンマは、1965年1月のワシントンでのレイドン・B・ジョンソン大統領とのまぢかに迫った協議の前段階に行われた1964年12月29日の日本の首相と駐日米国大使、エドウィン・O・ライシャワー（Edwin O. Reischauer, 1910—1990年）との会談についての報告書によく示されている。

「佐藤は核防衛の問題に言及し、イギリスのウィルソン首相によって佐藤に伝えられたとされる、もし他の国が核を保有するなら、自分たちもそれらを持つことは、共通認識であるという見解と彼の見解は同じだと述べた。彼が理解する日本国民は、これにはまだ準備ができていないが、この点に関して教育を受けなければならないだろう。そして、彼は、若い世代に、この道を行く希望的なサインを示すべきと感じた。彼は、核は一般的に試算されているよりかなりコストがかからず、日本の科学技術と工業レベルはそれらを製造するだけの十分な能力があると理解していたとした。それから、彼は、軽率にも、もちろん、日本は「帝國的」な野心など持っていない、それゆえアメリカは彼の発言によって心配をすべきではないと、付け加えた。彼は、数年後には、日本が根本的に防衛問題全体を再検討しなければならないと感じていたようだ。これに加えて、彼が何度も繰り返したのは、その時期はまだ来ていないが、いずれ憲法は改正されなければならないということだった」¹⁹

広島、長崎の経験から、「核アレルギー」が世論の大多数を占め²⁰、核兵器を「神経症といわれても」嫌い、それにもかかわらず、政府内では、自民党指導下の政府の存続を脅かさないため²¹に怒らせてはいけな日本有権者を横目に、国家の安全保障戦略の文脈において、少なくとも秘密に国家の再軍備と独自の核武装に関しても検討された。しかし、日本の世界的にポジティブなイメージのために、非常に効果的だったのが、日本の首相による、1967年12月11日の衆議院予算委員会における「非核三原則」の発表および、1968年1月30日の施政方針演説において核政策4本柱として明確化された規定だった²²。「国是」として実行されるとともに、それは決して法律的な性格は獲得しなかったにもかかわらず、1976年4月と5月の衆参両院の外務委員会における決定により、核不拡散条約の批准後、あるいは、1978年5月の衆議院本会議の決議後、その特別な意義が確認された。「非核三原則」は日本の核兵器政策の真の中核だとして一般的に認められているにも関わらず、実際には、(1) もっぱら核エネルギーの平和利用、(2) 世界的な核軍縮の要求、(3) 核兵器の保持、製造、持ち込みを拒否、(4) 米国の核の傘による日本の領土の保全に対する信頼という「四本の柱」の相互依存を考慮することにより、初めて完全な像が結果として明らかになる²³。この、国内政治および外交政策的に成功した、核兵器使用のおそらく完全な否定の表明の背景に、唯一の被爆国であるという、日本国民に非常にしっかりと定着したアイデンティティが存在する。しかしながら、日本政府は、自国の核兵器放棄と、日本が望んだ安全保障政策上の保護権力で

ある米国への依存の継続とを結びつけることにより、そのあとの時代における核武装の選択肢を留保した。

1969年1月20日の第37代目米国大統領リチャード・ニクソン(Richard Nixon, 1913—1994年)の就任と共に、米国の新しいアジア政策が明らかになった。長引くベトナム戦争の文脈において、アメリカ社会で拡大する抵抗と、明らかに北ベトナムの「戦いの幸運」を原因とした増え続ける戦死者から、しかしまた、戦争遂行にかかる費用が甚大になったことも、アジアの非共産国との関係に関する軌道修正のための新しい政策のきっかけになった。ベトナム戦争の「ベトナム化」、つまり「南ベトナムが成立、武装し、戦いの精神が吹き込まれることが現実となってくると、それにより南ベトナムが、アメリカ軍の撤退後、その穴を埋めることができるだろう」²⁴。ニクソンがすでに1967年に「ベトナム[戦争]後のアジア」という論文で示した理論的な考察に基づけば、米国のアジアのパートナーに対して、地域における経済的、政治的、安全保障上の利益の確保において、より大きな自己責任が割り当てられるとされていた²⁵。このアジア圏における米国の外交、安全保障政策の新たな指針は後に「ニクソン・ドクトリン」と名づけられる。

3. 第一回政策企画協議(1969年)

外務省官僚レベルの二国間協議は、とくに双方の政治的な意図をよりよく理解することに貢献したにもかかわらず、むしろ非公式な性格がある。これは特に政策企画協議に当てはまる。自身曰く、職務上、外務省で「もっとも情報通」²⁶であったエゴン・バルの指揮の元で、とりわけ、バルとブランドによって1960年代初頭に展開された、西ドイツの新しい東方政策の柱である、「接近による変化」²⁷という理論的コンセプトが、一方で暴力の放棄、他方でヨーロッパにおける権力政治の実態の承認とともに、中心的な構成要素として実際の政治に転換することができた²⁸。とりわけこのシナリオの展開に、外務省政策企画局の基本的な任務の一つがあった。それゆえ、キリスト教民主同盟・キリスト教社会同盟(CDU/CSU)と社会民主党(SPD)との大連立政権(1966—1969年)の外交政策上の関心は、当初まだかなりヨーロッパ大陸への米国とソ連の利害を考慮に入れたドイツ分断の克服への理論的な考慮であり、ベトナム、中国とインドとの対立、中ソ対立の危機をはらむ東アジアにはほとんど向いておらず、むしろヨーロッパの地理的空間と北大西洋関係に関心があったことは、当然のことだった。それにもかかわらず、ヴィリー・ブランドの下の実際的外交政策においては、「すべてが新しい東方政策への移行に向いていた」わけでは決してなかったと言われている。北大西洋条約機構、ヨーロッパ経

済共同体との関係が強化される一方で、それまでコンラート・アデナウアー（Konrad Adenauer, 1876—1967年）とルードヴィヒ・エアハルト（Ludwig Erhard, 1897—1977年）という保守派首相のもとで、イデオロギー的な対立の強調に基づいて広まったように、「未調査地」つまり共産党支配の国々を無視することなく²⁹、ドイツの新旧貿易パートナーとの関係の強化がますます重要となった³⁰。日本の増大する世界経済的意義に鑑みて、1969年の日独の政策企画担当者協議³¹は、したがって、一方では、良好な経済的関係の雰囲気促進するための接触の場として貢献した。しかし、他方で、振り返ってみると、「活発な経済的関係といくつかの共通の関心にもかかわらず、西ドイツと日本の政治的接触は、両政府が繰り返し認識していたようには、展開しなかった」とするなら、核兵器不拡散条約の文脈における非核兵器国に属する二つの重要な国の間の交渉として解釈しなければならない。協議そのものにおいては、将来の西ドイツの外交政策において期待されているバールの重要性は、社会民主党が1969年秋に予定されている連邦議会選挙に勝ち抜くことができるだろうということから日本の交渉相手にも知らされていた。彼らは、西ドイツの代表団のトップを「東方政策におけるブランド外相の最高ブレインの一人」、ならびに「東方政策の推進者」として正当に評価した³²。外務省の政策企画局の極東担当者であった、ペアー・シュミット（Per Schmidt, 1923—1999年）公使館参事官が報告者として随行していた。後にイスラエルおよび中国のドイツ大使になるシュミットは、ドイツ帝国の領事マーティン・フィッシャー（Martin Fischer, 1882—1961年）の息子として、上海で青年時代を過ごし、流暢な中国語を話した³³。

特に二人のインド経由の旅行コース、とりわけ、香港で過ごした週末は、「ドイツ人にとっても唯一、赤の中国との接触のために邪魔されずに接近できる基礎」であり、旅行の本来の目的が、西ドイツと中華人民共和国との間の関係改善のための水面下の交渉ではないか、という憶測を、これは外務省からすぐに否定されたが、ドイツのメディアに広めるきっかけとなった³⁴。

外交上の交渉言語として英語で行われた日本での協議は、時間的に二つに分けられる。2月3日、4日に両代表の協議が外務省の東京の別館、白金分室で開催された。2月5日、6日に、箱根近郊の宮ノ下にある伝統的な富士屋ホテルで協議が続けられた。東京で、ドイツの代表団に、ドイツ大使館に勤める4名の外交官が加わった。

- リヒャルト・ブローイアー（Richard Breuer, 1912—2006年）公使、1937年～1938年に東京の大学に留学。戦争中、ドイツ帝国の外交代表の外交官補として派遣（1940—1947年）、後にアフガニスタンのドイツ大使および香港

の総領事を歴任。

- クラウス・ブレッヒ（Klaus Blech, 1929年生まれ）大使館参事官、外務省の政策担当部局長、駐日ドイツ大使、リヒャルト・フォン・ヴァイツェッカー（Richard von Weizsäcker, 1920—2015年）の第一期在任期間の連邦大統領府長官、後に在ソ連ドイツ大使を歴任。
- ハンス・ヨアヒム・ハリエー（Hans-Joachim Hallier, 1930年生まれ）一等書記官、後に、マレーシア、インドネシア、日本、最後にパチカンのドイツ大使を務める。
- 東京での協議のためのドイツ側の記録係として、カール・F・ツァール（Karl F. Zahl, 1913年生まれ）、後に、日本の戦後の政治的エリートや日本の歴史像の変化に関する研究を発表³⁵。

日本の代表団メンバーは、

- 協議の進行役の鈴木孝（1911—1986年）、国際資料部長、後に、ミャンマー、メキシコ、インドの日本大使を歴任。
- 村田良平（1929—2010年）、同部調査課長、その後のキャリアでは、日本外務省外務事務次官、駐米国大使、ドイツ統一直後の駐ドイツ大使を歴任。
- 岡崎久彦（1930—2014年）、国際資料部分析課長、後の駐サウジアラビア大使と駐タイ大使。
- 野村忠清（1937年生まれ）、当時国際資料部調査課事務官、後の駐ノルウェー大使。
- 木島輝夫（1939年生まれ）、国際資料部分析課事務官、後の駐アルゼンチン大使。

このほか、東京の協議だけに参加した者は、

- 加賀美秀夫（1922—2008年）、西欧第一課長、後に国連大使。

その他、それぞれ半日ずつ、以下の3名の事務官が参加。太田博（1936年生まれ）、後の駐サウジアラビアおよび駐タイ大使、榎泰邦（1946年生まれ）、後の駐南アフリカ、駐ナミビア、駐スワジランドおよび駐インド大使、菊池康典（1939年生まれ）、後に、駐メルボルン総領事、フィジー、バヌアツ、トンガ、ツバルなどで大使を歴任³⁶。

東京での公式協議では、当時のアクチュアルな問題が討議された。協議のテーマは、プラハの春鎮圧後のヨーロッパにおける展開、1968年11月12日に宣言された社会主義国家の主権の制限とワルシャワ条約機構の加盟国に対するソ連の懲戒権から成り立つブレジネフ・ドクトリンの緊張緩和政策に対する影響だった。その継続の見通しは日本側から「悲観的に判断」された。東ドイツとの関係に関して、日本は、「制度的性格をもつすべての措置」、それゆえ国際法上の承認も含め、さしあたり行うべきではないというこ

とを西ドイツの協議相手に確約し、ドイツの外交政策の中核としてのハルシュタイン・ドクトリンで明確に述べられている西ドイツの「単独代表権」を、この原則は実際の政治では、長いこと、もはや維持できないことが示されていたにもかかわらず、受け入れた³⁷。冷戦時代には、世界の共産圏との関係も重要だった。それゆえ、バールが彼の会談要旨で指摘しているのは、1969年6月5日～17日にかけて開催されると言われていた第三回「共産党と労働党の国際協議」³⁸の前段階において日本共産党のソ連および中国との関係は同じ程度に冷えているということだった³⁹。さらに次のように指摘している。中国において、毛沢東（1893－1976年）の権力的地位は文化大革命以降、安定したこと。ソ連との継続している敵対関係により、中国は、「第三世界の国々、西欧、米国に対して、『敵の敵』として、ベトナム統制に参加するための方法として、接近」⁴⁰することを試みていること。しかし、日本側は中国よりも台湾に大きな経済的関心を持っていたこと。米国、中国、ソ連の関係において、急速なソ連と中国の接近は考えられないこと。中国が、超大国としての地位を獲得するための前提条件に到達するまで、日本の見解ではあと15年から20年、ドイツ側の見解では、10年から15年必要であること。バールはさらに、日本の立場について説明している⁴¹。

日本において米国による安全保障の持続性に疑念があり、核エネルギーを平和利用する際の未解決の問題があるにもかかわらず、米国のテクノロジーと科学的な研究への依存に基づき、将来の日本の経済発展を保証するために、核兵器不拡散条約に署名をするだろうこと。連邦議会選挙のため、日本側のより早い希望に対して1970年3月にボンとベルリンにおける協議の続行が合意されたとバールが報告している。

東京での一般的な政治的会談についての日独双方の記録は驚くほど類似しているが、日本の記録ではそれ以上の情報が含まれていない一方で、バールだけが1969年2月5日、6日の箱根宮ノ下での非公式の会談について、特に極秘で、公式に報告したことが際立っている。

宮ノ下の富士屋ホテルでの日本の食事が、「色とりどりの魅力」があったにもかかわらず、バールはそれをむしろ義務的な修行として、したがって「ドイツのための食事」として受け止めていたが、ホテルの地階でのくつろいだ懇談が引き続いた。その過程で、日本のホストは、熱燗を飲みながら、「ヨーロッパ人のもてなしのおかげでたくさん飲める、(…)すぐに、ゆかいになった」。さらに会話が進んだところで、バールは「活発というより興奮状態になった」。バールは彼の回想録の中で次のように報告している。

「いまでも、一人の日本人は10人の中国人に引けを取らない。それでインドは？この国をドイツ人は開発

援助で理解することはできないだろう。この国には1円もあげない。古い大アジアの夢は表面下で生き続けている。一人は突然第9条が嫌いだとキレてしまう。西ドイツ側とは違い、日本政府は原子力産業の構築と独自のロケット開発には全く問題がなかったように、頑として再軍備しないままだった。ある日必要になれば、双方をむすびつけることが可能で、単に意志の問題であって、能力の問題ではない。不気味な高笑いがひろがった。もし、私が地下の地震を感知したと考えたとしても、地球上の活火山の地域においてそれは驚くべきことではない。」⁴³

外務省トップと首相に宛てた公式の最高機密の報告書に、バールは、特に、日本が意図をもって行う、米国との関係における圧力手段として、日本国憲法9条の道具化、あるいは「適切な時期に」憲法9条を削除することについての日本人による詳細な説明を書いている。バールは、1969年の日本外務省の代表から可能と見なされた、米国の中国との核に関する取り決めの試みを伴った、東南アジアにおける国際的な安全保障情勢の結果として、考え得る日本の核弾頭の製造に関して、会談相手の発言を記録文書に付け加えている。日本側は中規模国家の超大国への関係について会談を求め、そのため、「右に関する協議に当たっての特別な機密扱い」を要求したのである。日本が、国連の安全保障理事会の常任理事国入りを要求したことは、「超大国（Supermacht）と対等の地位にまで至る」ための「かかる努力の表われ」であることが判明し、また、両国の「見解の根本的な相違」があることが明らかになったと、述べている。核兵器不拡散条約の署名は意図されたものだったにもかかわらず、日本の代表者は、日本に「条約の義務から再度免れること」が可能となる世界的な情勢を期待していたと。この「異常な事態」は、一方でその他の発展途上国の核武装によって、他方で米国と中国の接近によって生みだされ、それは、日本に対して核兵器不拡散条約第10条⁴⁴の適用のきっかけをもたらすものであったであろう。

「(日本の)政策企画局の若手職員何人かは、注意深い国際的な監視の下にあっても、核分裂物質の5%程度を抽出するといったことを防ぐことは不可能であり、このようなことは核弾頭生産の基礎となりうると示唆した。」⁴⁵

日本側にとって、中国と「同等の立場で共存する」ことは考えられないため、日本が「世界政治的に利用できる」潜在能力を転換させるために必要とする時間を、日本の「アジアにおける秩序を生み出す一番目の権力としての立

場」を確実なものにするために、利用することが可能であろう、とパールは述べている。

「米国との関係では、日本は引き続き戦後米国の圧力で憲法に規定された第9条というカードを完全に使用したいとの意向であり、これによって、米国が日本に対し、自らの安全保障（の確保）に貢献すべき、及び、今後予期される東南アジアにおける力の空白を埋めるために軍事的な貢献をすべきと求めた場合、高い対価を求めることができる。もっとも、日本の政策企画局長は、第9条はある時点でなくなるに違いないことに疑いを抱かなかつた。」⁴⁶

パールにとって、協議内容の評価で考えられるのは、日本側の「驚くべき率直さ」は基本的に外務省首脳の同意が前提となっていたことである。とはいっても、この率直さは、ほとんど、「ほぼ『共謀した』形」をとった日独の協力の提案に関して客観的な所与の状況を誤認しているからである。パールは、「日本側を失望させることなく、また、ある程度日本の希望が与件の圧力の下に現実に適合していくことを期待」して、協議を進めることに賛成した⁴⁷。

4. NHKのドキュメンタリー（2010年）

2010年10月3日夜、「スクープ」として予告されたNHKのドキュメンタリー⁴⁸放送のきっかけは、2009年12月に行われた元日本外務事務次官の村田良平へのインタビューだった。このインタビューから、日本政府が事前協議なしに日本の領土への核兵器持込みを黙認した「密約」に関する新たな情報が出てくることを、視聴者は期待した。村田は、日本外務省の元高官で日本政府官僚の一人として初めて密約の存在を認めた⁴⁹。インタビューの過程で村田は「思いがけない事実」を口にした。日本政府内で1960年代末に日本の核武装が議論されていたというのである。そこでは「日本という国の至高の利益が脅かされるような事態になれば、核武装というオプションもはじめてから完全に除外すべきでない」とされた⁵⁰。2010年2月、村田が亡くなる一か月前に行われた二回目のNHKインタビューで村田は、1969年に行われた日独両外務省の政策企画担当者同士で行った第一回目の協議—村田はこの協議を秘密協議に区分した—の場でもこのテーマが話されたと、さらなる発言をした。この協議には村田も参加していたという。日本側にとっては、核兵器不拡散条約成立に向けた国際交渉の枠組みで提起の出来るテーマではなかったため、核武装問題について日独外務省政策担当者秘密協議の場で意見交換を行うとの決定がなされた⁵¹。このような事情から、この会合は、パール率いるドイツ政府代表者と

の二国間枠組みのなかで互いの意見を率直に語るための機会とされた。NHKは史料調査—おそらく、パールの寄託品の一部として彼の「記録文書」のオリジナルが保管されているフリードリヒ・エーベルト財団での史料調査、あるいはひょっとすると外務省での史料調査かもしれない—を経て、この文書のオリジナルを世間に紹介した。

少なくともドイツ側から見れば部分的には日本側から見ても一、この「独占報道」は、その核心において、ただ「古い革袋に盛られた新しい酒」を発表しただけのようだ。この日独協議に関する公式報告書は、連邦共和国では21世紀に入る寸前にすでに刊行されていたのだが、日本のドイツ現代史の研究者たちはこれを無視し続けてきたようである。このルポルタージュ番組が放送された後、日本外務省は、先の報告書に重要文書の一部として、ドイツ語のオリジナルではすでに書籍として2000年に発行されているエゴン・パール「記録文書」を複写し、日本語の訳文を添付している⁵²。

NHKが主張しているのは調査を始めてから半年後、日本政府の情報収集の中心部署であった「内閣調査室」の指揮下で、日本が技術的に核爆弾を製造することが可能であるか、また政治的観点から保有すべきであるかという問題の調査が実際に行われていたという認識に至ったということである。当時この調査室の主幹だった志垣民郎はNHKのインタビューに応じた。物理学者や安全保障の専門家、「防衛庁」代表者が連携し作成された報告書では、技術的な製造は難しくないが、政治的に是認することができないと断言されている。また、中華人民共和国が核実験に成功した後、日本が自力で爆弾を製造する技術的前提を持っているのか、またこれが政治的に有意義であるかどうか政府内で議論されたのは、まったくもって当然のことであるという。村田と志垣は、こういった当時の議論が、原爆を落とされ苦しめられた国家という日本の置かれた立場とは無関係に、むしろ責任ある現実的な外交安全保障政策によるものであったという点において意見が一致していた⁵³。

核武装の実行可能性について1968年と1970年に作成された調査報告書の存在もパールの「記録文書」と同じく1994年以降やはり公表され、当時の新聞報道でもすでに詳細な記事が書かれ⁵⁴、後に学术界でも重要な文書と見なされるようになった⁵⁵。この調査報告書は配布が制限され、印刷されたのはおよそ200部であったが—なおこの中には新聞関係者と研究者に支給された部数も含まれる—、特別な機密調査に関するものではなかった⁵⁶。だが、これについての情報はドキュメンタリー番組の補完本として後に刊行された調査記録書には掲載されている⁵⁷が、番組内では伝えられていない。

実際のところ、これは政府の委託を受けた「民主主義研究会」という名の公益法人によって1968年と1970年に外

部で作成された二部構成の報告書「日本の核政策に関する基礎的研究」のことである。この団体には、日本海軍の将校団や「防衛庁」の旧メンバー、財務省や兵器産業の代表者が名を連ねていた。その報告書の結論は次のようなものであった。(1) 日本は小規模であれば技術的にプルトニウム爆弾を製造することができる。(2) 日本の核武装は近隣諸国の疑心を招くこととなり、外交政策上の困難は免れないだろう。(3) 小さな核兵器を持てたとしても日本が抑止力効果を得るのは難しい。(4) 経済的負担は著しく大きく、(5) 日本国民の支持を得ることは難しいだろう。ゆえに、いかなる核の潜在力も日本は活用することができない⁵⁸。

バールの「記録文書」だけでなく日本における核兵器製造の可能性を検討する調査報告書まで発見されたのは、NHKの集中的なリサーチの成果であるという印象をこのドキュメンタリー番組は与える。また後に刊行されたドキュメンタリー本で出されている推測的結論は、「非核三原則」は核兵器製造および保有の可能性の模索と核兵器持込みの黙認によって「骨抜きにされていた」という確信に要約される。

独占性（スクープ）をNHKがとりわけ強調したことは、なかでも保守層によるNHK報道への批判を呼び起こした。10年以上も前にバールの「記録文書」が刊行されていたことを指摘することで、ドキュメンタリーの内容は重大なものではないと語ったり、ジャーナリズムとしてのNHKの怠慢を証明しようとする試みが企てられた⁵⁹。たしかに、1969年の段階でドイツ連邦共和国内にNATOの枠組で核兵器がすでに配備されていた事実を詳しく語ることや、新東方外交実現の際になされたバールの多大な貢献に対して、ドイツ再統一との関連ではその評価を下げようとする試みが、日本の核武装の議論の文脈のなかでどのような意味を持つのかはよく分からないままだ⁶⁰。とはいえ、当時防衛大学校の教授であった佐瀬昌盛が愛国・保守的な産経新聞社が発行する月刊誌「正論」で述べたような、なぜドイツ側の文書とともに日本側の文書—例えば日独協議の日本側の口述筆記⁶¹のような—が紹介されなかったのか、といった非難は説得力を持たないだろう。佐瀬が言うところによると、文書を閲覧することを試みたのか、もし試みたのならなぜ閲覧できなかったのか、このことを最低限NHKは言及すべきであったと。佐瀬は似たような言い方で番組のタイトルにも不満を表明している。彼によると、日本が核武装を検討していたことがたしかに推測されるが、最終的に核武装は断念されたという指摘が完璧な番組となるために必要であったと批判している⁶²。

2010年になると日本外務省は、「非核三原則」を現実政治上いかに遵守するのか、という問題に対する日本の姿勢について二つの調査報告書を提出しなくなっ

た。込んだり、日本の領土内に配備する可能性を日本が容認するという合衆国とのいわゆる「密約」についての報告書と、(2) 1969年の日独協議および同協議で提起された日本独自の核武装問題についての報告書である。

ドキュメンタリーの中で言われた発言とバールの「記録文書」から得られる情報が真実であるかどうか、日本側の証人たちが確認することは全くなかった。ある証人は、協議のなかで日本が核保有を望むような例外状況について話されたかは思い出せないと言い、他の証人はこの会合に参加したかどうかさえ思い出せないと供述した。

現存する文書と会議参加者の発言から統一したイメージを形成できないことはすぐにはっきりとした。外務省の調査委員会のように、結局のところ、むしろブレインストーミングの性格をもつこの協議においてこれらの発言が本当に日本側からなされたのかという問題もまた、さほど重要な意味を持たない。日本は最終的に核兵器不拡散条約に加入し、その後も条約から脱退することはなく、核爆弾も作っていない。時代的背景を考慮すれば、主要な発言は以下の四点に要約されるであろう。

第一に、1964年に中国による核実験が行われていたこと。

第二に、当時はまだ米国による日本への「核の傘」の提供が対外的に公表されていないという状況にあったこと。

第三に、中国とソ連に対して核抑止力を日本が構築することは不可能であるという認識が主流であったこと。また、このような認識はおそらく多数の国民を取り込む力を持っていたこと。

第四に、核兵器不拡散条約への加入をめぐる議論の背後では、安全保障の様々な選択肢に関する議論がオープンに行われていたこと⁶³。

但し、2010年11月29日の記者会見で調査結果が発表された際、外務副大臣の松本剛明は、「日本側出席者から報道されたような内容に関する発言が何らかの形でなされていた可能性」を完全に排除することはできないと説明を要約した⁶⁴。

5. おわりに

箱根宮ノ下での協議内容については、これまで文書の形で、バール局長の「記録文書」の中にだけ記録されていた。交渉に参加した日独の代表者のその他の高い地位にある関係者は、40年以上前の宮ノ下での協議内容を異なったかたちで記憶しているか、あるいは全く覚えていない。それにもかかわらず、エゴン・バールの確言は、この間に亡くなった外交官村田良平の告白によって、基本的な点において裏付けられている。それらは、1960年代の日本政府の一連の戦略的決定に組み込まれている。この日本政府

の決定は、国際的な安全保障政策の枠組みと核兵器の拡散の文脈で、核ヘッジ[nuclear hedging]の原則として表現されている。核ヘッジというのは、国家的行動として描写すると、核兵器保有の完全な否定と、この技術の実質的な獲得への明確な努力の間にある政策であり、あるいはこの両者の間を揺れ動くものだった。

「核ヘッジ[nuclear hedging]は核兵器の比較的急速な獲得の実行可能なオプションを維持する、あるいは少なくとも維持することをアピールする国家戦略に関係しており、数週間から数年の間という比較的短期間のうちに核兵器を製造する固有の技術力に基づいている。核ヘッジは爆弾の開発過程の間に適合しうる、あるいは巻き返し過程の一部として、すなわち、中断された兵器プログラムの再スタートのオプションを持ち続ける方法として、採用しうる戦略である。」⁶⁵

たいていは、核兵器庫の事実上の獲得を求めたことはいちどもなく、むしろその前段階でとまり、ただ単にその現実化の可能性があったように見える。このような行動は、パールの「記録文書」とNHKのドキュメンタリーで扱われた1960年代と1970年代初頭の日本の試みの基礎を成していると思われる。もし仮に、確信をもって実現可能な核武装を支持するなら、その前に技術的にそれが可能かどうかを確かめることは必須である。なぜなら、交渉相手は、客観的に検証可能な技術的前提が満たされないため、誠実性に疑念があるとすぐに認識するからである。それゆえ、佐藤栄作政権の政策は、国内的にも厳しい反核イメージがあるにもかかわらず、米国およびその他の条約締結国に対して、とりわけ、不十分と受け止められている米国との同盟による安全保障の確保に対して、圧力手段としての自国の核武装のオプションを覆い隠すことだったようである。日本国民の反核兵器感情を知っていたが、内心では、それに反する立場を取ったのである。

1964年末にはすでに、中国の核兵器実験の成功の衝撃が広がる中、日本政府のブレーンであった政治学者の若泉敬は可能な対応策を示した。1964年12月2日、彼は、「中共の核実験と日本の安全保障」というタイトルで発表した分析において、中国の核実験成功が日本に対して、防衛政策的というよりむしろより精神的、政治的影響を与えるだろう、と断言している。したがって、確かに核武装をしないという国是に従うものの、しかし、核エネルギーの平和的利用をさらに進める努力の強化、また、自国のロケットを使った人工衛星打ち上げ開始の計画を進めることを通じて、「核武装潜在能力」を手に入れるという状態に到達することが必要とされたのである⁶⁶。

1966年、若泉は日本の核武装の可能性について、さま

ざまなシナリオを作成し、それらは、日本の領土に米国の武器を公然と配備することから、米国と日本との米国核兵器共同利用とともに多国籍軍を創設、日米安全保障条約を保持したままで日本が核武装をおこなうというバージョン、さらには、日本が完全に独立した国家的核兵器システムを構築するという構想にまで及んでいた⁶⁷。いくつかの同時代の研究が明確に示しているように、技術的には日本がこの時点で核兵器を製造するという事は、実際、意志の問題であって、能力の問題ではなかったのである。しかし、北大西洋条約機構とその他の機関の文脈で米国の核兵器の「ニュークリア・シェアリング」という、西ドイツの核ヘッジが、世論でもむしろ後景に退いているのとは対照的に、日本はいかなる時期にも同盟国と共同で核兵器を保有することはなかった。

ドイツ外務省においても、核兵器不拡散条約へのドイツの参加に反対の態度や「ドイツ自身の核武装の道を永遠に」遮断しない、という見解⁶⁸によって、条約反対者が形成されたように、同様に日本の外務省でも、核武装を制限する国際法に直結した条約をこえて、日本の安全保障戦略について熟慮した官僚もいた。この中には、政治的に実行可能である問題提起の枠組みにおいて、日本の核武装に関するオプションという内容を含んでいた。これは、この時代に特徴的で、ハンス・J・モーゲンソーの『国際政治』⁶⁹理論を基礎にした、国際関係に関する現実主義的理論の受容に沿ったものである。それによると、「優先する外交的利益」は「権力を蓄積し、維持する」ことにあるとされている。ここでは、国家の存在に関わる利害関係（安全保障、権力、福祉）が一番に考慮される国家の可能な行動という本質としての、モーゲンソーの意図する「利益」という用語の客観的な形成が問題なのである⁷⁰。日本の場合、この立場は1969年9月25日付の公式の「わが国の外交政策大綱」の中にも採用されている。ここに、日本の安全保障政策の原則として記されているのは、日本が核兵器不拡散条約に参加するか否かという問題とは別に、「現状において」核兵器保有のための措置を行わないが、しかし、常に核兵器の製造の経済的、技術的な潜在的可能性を持ち続けるということだった⁷¹。従来型の軍備の枠組みでは、むしろ、日本の自衛能力の強化のために国内の軍事産業を強化したいが、それでも認識しなければならないことは、自力で日本の領土を防衛すること（特に核抑止力）が不可能であり、また、米国以外に、日本に有効な支援をおこなう国が他にはないことである、と述べている。

2009年から2012年の間に、約3年超の比較的短期間であった民主党政権下の日本政府は、安全保障政策上のジレンマに関して、実際政治上何の変更も行わなかった。民主党政権は、公式な資料によって証明された米国の核兵器持ち込みをまったく終わらせることができなかった。それ

は、安全保障政策関連の利益に矛盾していた。したがって、外務省の調査は、単なる政治的ライバルである自民党との国内政治的な議論になっただけで、数十年の不誠実さは証明できたものの、しかし、そのことが、その他のより重要な国内政治的、党内的な問題を政治的な資産に転換するものであることとは理解されなかった。核エネルギーに対する日本国民のアンビヴァレントな態度は、確かに2011年の東日本大震災による「福島第一原子力発電所」の事故の後、核エネルギーの平和利用に関しても、このテクノロジーに反対する方向に大半が向いているかもしれない。しかし、東アジアにおける安全保障政策上の状況は、中国という「友人」によってさえ単純に管理することが難しい北朝鮮という脅威に鑑みれば、むしろまだ厳しいものである。このことは、さらに、東南アジアと東アジア圏における集団的安全保障の制度を確立することを、つまりおそらくいつか核兵器が事実上不必要になることで可能であることを、遠のかせている。

1960年代末の非核三原則への日本政府の対応が示しているのは、これらが強制的に永遠の相のもとに制度化されなければならなかったわけではなかったことである。安全保障と国土防衛の問題は、現代でもなお、未解決の諸問題に、地域的な安全保障協力という東アジアの文脈において一つの解決策を見つけないことができれば、非常に差し迫ったテーマとして残る。その際、日本の軍隊の核武装に対する要求が、影響を及ぼしている。それは典型的に、以下の、元東京都知事で元衆議院議員である石原慎太郎と彼の超国家主義的な同志による、核ヘッジの原則の提唱に見られる⁷²。彼らの外交的射程は、特に中国との隣国関係においては確かに壊滅的であるが、しかし、彼らの核心は、好ましく思われていない同盟国米国から日本の安全保障が確保され続けているという日本国内の状況にむけられている。それゆえ一層米国も一少なくともバラク・オバマ大統領のもとでは一太平洋の大国として理解され、米国の「拡大抑止」というシステムの保護下に日本が置かれる⁷³ことが重要なかもしれない⁷⁴。しかし、1969年のニクソン・ドクトリンはすでに、この代理の安全保障が犠牲を伴うことを示した。

戦争放棄を規定した日本国憲法第9条は日本の良いイメージを世界中に広め、核兵器を保有しないという原則は同時に日本国家の国是にまで高められ、そして、この国民に定着した伝統はまたさらに日本国民によって高く評価されたかもしれないが、これらの原則は事実上、決して完全な効力を得たわけではないのである。すでに1960年以来、日本政府は米国政府に対して、日本の国是である核兵器の持ち込み禁止を破ることを容認した。すでに1987年に、このことが、朝日新聞に、少し揶揄した表現で反核安全保障政策の「2.5の原則」と書かせるきっかけを作った⁷⁵。

これは、「密約」と関係があり、パールの「記録文書」でもNHKのドキュメンタリーでも再び重要性を獲得した用語となった。しかしながら、日独関係という文脈における1969年の出来事は、この日本の安全保障政策および外交政策のジレンマ、過去50年間の日本の政府代表者の時折現れる二枚舌の露呈には、何の影響ももたらさなかった。

謝辞

論文の作成に際して早稲田大学の坪郷實教授、同志社大学の穂山洋子准教授と東京大学の田村円さんから頂いた支援、コメント、教示に感謝します。

¹ Bahr, Egon: „Den ‚Ernstfall Frieden‘ leben. Rede zur Verleihung des Gustav-Heinemann-Bürgerpreises am 23. Mai 1982“. In: Schröder, Karsten: *Egon Bahr*, Rastatt: Arthur Moewig 1988, S. 342–358, ここでは S. 346–347.

² フォークトマイヤー、アンドレアス / 岡田浩平訳『西ドイツ外交とエゴン・パール』三元社2014年、特に159–221頁を参照のこと。

³ Bahr, Egon: *Zu meiner Zeit*, München: Karl Blessing 1996, S. 236.

⁴ Bahr, Egon: „Aufzeichnungen des Ministerialdirektors Bahr. Betr. Erstes Konsultationsgespräch mit dem Planungsstab des japanischen Außenministeriums“ (13.2.1969). In: Institut für Zeitgeschichte [Schwarz, Hans-Peter et al.] (Hg.): *Akten zur Auswärtigen Politik der Bundesrepublik Deutschland 1969*, Band 1: 1. Januar bis 30. Juni, München: Oldenbourg 2000, S. 196–198.

⁵ Bahr, Egon: „Aufzeichnungen des Ministerialdirektors Bahr. Betr. Erstes Konsultationsgespräch mit dem Planungsstab des japanischen Außenministeriums“ (13.2.1969), S. 197.

⁶ Bahr, Egon: *Zu meiner Zeit*, S. 236–238.

⁷ 外務省『「核」を求めた日本』報道において取り上げられた文書等に関する外務省調査報告書』2010年、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku_hokoku/pdfs/kaku_hokoku00.pdf [2015.07.23 アクセス]。

⁸ 外務省調査チーム『「いわゆる「密約」問題に関する調査報告書』2010年3月5日、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mitsuyaku/pdfs/hokoku_naibu.pdf [2015.07.23 アクセス]。

⁹ 久住忠男「中国の脅威・その能力と意図」、読売新聞社編『アジアの平和と日本一日米専門家会議論文集』読売新聞社1968年、14–21頁、ここでは18–21頁。関寛治「日本の安全保障と日米関係」、読売新聞社編『アジアの平和と日本』、24–30頁、ここでは29頁。矢田部厚彦『核兵器不拡散条約論—核の選択をめぐる』有信堂1971年、136–140頁。

¹⁰ Okimoto, Daniel I.: „Japan’s Non-Nuclear Policy: The Problem of the NPT“. In: *Asian Survey* 4 (1975), pp. 313–327, ここでは p. 315.

¹¹ 核兵器不拡散条約9条3項、Brandt, Willy, *Zum Atomsperrvertrag*, Berlin: Berlin Verlag 1969, S. 63.

¹² Brandt, Willy: *Zum Atomsperrvertrag*, Hepp, Marcel: *Der Atomsperrvertrag. Die Supermächte verteilen die Welt*, Stuttgart: Seewald 1968, Baumann, Gerhard (1968): *Der Atomsperrvertrag. Eine Dokumentation*, Pfaffenhofen (Ilm): Ilmgau 1968を参照のこと。

¹³ このように当時の連邦経済大臣フランツ・ヨセフ・シュトラウス (Franz Josef Strauß, 1915–1988年) が1967年2月12日にイギリス首相ハロルド・ウィルソンの訪問の際述べた。O.V.: „Atomsperrvertrag: Dagegen kämpfen“. In: *Der Spiegel* 9 (20.2.1967), S. 25.

¹⁴ 元西ドイツ首相のコンラート・アデナウアー、1967年1月のシュピーゲル誌インタビューにて、O.V.: „Morgenthau-Plan im Quadrat“. SPIEGEL-Interview mit Konrad Adenauer über den Atom-Sperrvertrag“. In: *Der Spiegel* 10 (27.2.1967), S. 21.

¹⁵ United Nations Regional Information Centre for Western Europe: *Charta der Vereinten Nationen und Statut des Internationalen Gerichtshofs*, Brüssel: UNRIC o.J., S. 1.

¹⁶ United Nations Regional Information Centre for Western Europe: *Charta der Vereinten Nationen und Statut des Internationalen Gerichtshofs*, S. 13, S. 24.

¹⁷ Brandt, Willy: *Zum Atomsperrvertrag*, S. 66-67. 外務省『核戦争を防止するために－核兵器不拡散条約の意味するもの』外務省1968年、5-7頁。

¹⁸ 「原発を核武装潜在力に 64年首相ブレイン報告書」、『東京新聞』2013年2月26日朝刊、1頁。Wakaizumi, Kei: „The Problem for Japan“. In: Buchan, Alastair (Hg.): *A World of Nuclear Powers?* Englewood Cliffs (New Jersey): Prentice-Hall 1966, pp. 76-87, ここでは p. 78.

¹⁹ Gatz, Karen L. / Department of State (eds.): *Foreign Relations of the United States, 1964-1968*, vol. 29.2: Japan. Washington: United States Government Printing Office 2006, pp. 55-56 [著者による翻訳].

²⁰ Campbell, Kurt M. / Sunohara, Tsuyoshi: „Japan: Thinking the Unthinkable“. In: Campbell, Kurt M. et al. (Ed.): *The Nuclear Tipping Point: Why States Reconsider Their Nuclear Choices*. Washington: Brookings Institution Press 2004, pp. 218-253, ここでは p. 222.

²¹ Wakaizumi, Kei: „The Problem for Japan“, pp. 78-79.

²² Campbell, Kurt M. / Sunohara, Tsuyoshi: „Japan: Thinking the Unthinkable“, p. 221.

²³ Okimoto, Daniel I.: „Japan's Non-Nuclear Policy: The Problem of the NPT“, p. 313.

²⁴ Nixon, Richard: *Memoiren*, Frankfurt (Main): Ullstein, S. 398.

²⁵ Nixon, Richard: „Asia After Viet Nam“. In: *Foreign Affairs* 1 (1967), pp. 111-125, ここでは p. 114.

²⁶ Bahr, Egon: *Zu meiner Zeit*, S. 236-224.

²⁷ Bahr, Egon: „Wandel durch Annäherung. Egon Bahr am 15. Juli 1963 in der Evangelischen Akademie Tutzing“. Quelle: http://www.fes.de/archiv/adsd_neu/inhalt/stichwort/tutzing_rede.pdf [2015.07.29 アクセス].

²⁸ Schröder, Karsten: *Egon Bahr*. S. 135-136.

²⁹ Brandt, Willy: *Erinnerungen*, Frankfurt (Main): Ullstein 1992, S. 172.

³⁰ Brandt, Willy: *Begegnungen und Einsichten, 1960-1975*, München: Droemersch Verlaganstalt 1978, S. 210.

³¹ 田嶋信雄「冷戦からデタントへ 一九四九 - 一九七三年」、工藤章/田嶋信雄(編)『戦後日独関係史』東京大学出版会2014年、25-82頁を参照のこと。協議の過程は63-65頁で記述されている。

³² 外務省『第1回日独政策企画協議要録』1969年2月6日 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku_hokoku/pdfs/kaku_hokoku01.pdf [2015.07.30 アクセス].

³³ O.V.: „Ostpolitik: Jahr des Schafes“. In: *Der Spiegel* 9 (24.2.1969), S. 32. Bahr, Egon: *Zu meiner Zeit*, S. 236.

³⁴ O.V.: „Ostpolitik: Jahr des Schafes“. In: *Der Spiegel* 9 (24.2.1969), S. 32.

³⁵ Zahl, Karl F.: *Die politische Elite Japans nach dem 2. Weltkrieg*. Wiesbaden: Harrassowitz 1973. Zahl, Karl F.: *Der Wandel des japanischen Geschichtsbildes nach dem Zweiten Weltkrieg*. (Mitteilungen des Instituts für Asienkunde; 134). Hamburg: Institut für Asienkunde 1983. 西ドイツ代表団のメンバーについて外務省『第1回日独政策企画協議要録』、47頁を参照のこと。

³⁶ 鏡、太田、榎、菊池の身元については日本外務省への問い合わせによって明らかになった(2013年5月9日付の回答) 討議議事録には苗字だけが記されている。その他の日本側参加者はあらかじめ日本外務省の調査を手掛かりとして明らかになっていた。外務省『“核”を求めた日本』報道において取り上げられた文書等に関する外務省調査報告書』、4頁。

³⁷ 外務省『第1回日独政策企画協議要録』11-12頁。Bahr, Egon: „Aufzeichnungen des Ministerialdirektors Bahr. Betr. Erstes Konsultationsgespräch mit dem Planungsstab des japanischen Außenministeriums vom 3.-6.2.1969 in Tokio und Umgebung, hier: Zusammenfassung wichtigster Gesprächspunkte“ (19.2.1969). In: Institut für Zeitgeschichte [Schwarz, Hans-Peter et al.] (Hg.): *Akten zur Auswärtigen Politik der Bundesrepublik Deutschland 1969*, Band 1: 1. Januar bis 30. Juni, München: Oldenbourg 2000, S. 232-237, ここでは S. 232-233.

³⁸ 日本共産党の代表者は参加しなかったようである。国際協議の過程について O.V.: *Internationale Beratung der kommunistischen und Arbeiterparteien*, Moskau 1969, Berlin (Ost): Dietz 1969, S. 9-10. Berner, Wolfgang: „Die kommunistische Weltkonferenz“. In: Kaiser, Karl et al. (Hg.): *Die Internationale Politik, 1968-1969*. München: Oldenbourg 1974, S. 166-175を参照のこと。

³⁹ 外務省『第1回日独政策企画協議要録』、4-5頁。Bahr, Egon: „Aufzeichnungen des Ministerialdirektors Bahr. Betr. Erstes Konsultationsgespräch mit dem Planungsstab des japanischen Außenministeriums vom 3.-6.2.1969 in Tokio und Umgebung, hier: Zusammenfassung wichtigster Gesprächspunkte“ (19.2.1969), S. 233.

⁴⁰ Bahr, Egon: „Aufzeichnungen des Ministerialdirektors Bahr. Betr. Erstes Konsultationsgespräch mit dem Planungsstab des japanischen Außenministeriums vom 3.-6.2.1969 in Tokio und Umgebung, hier: Zusammenfassung wichtigster Gesprächspunkte“ (19.2.1969), S. 235.

⁴¹ Bahr, Egon: „Aufzeichnungen des Ministerialdirektors Bahr. Betr. Erstes Konsultationsgespräch mit dem Planungsstab des japanischen Außenministeriums vom 3.-6.2.1969 in Tokio und Umgebung, hier: Zusammenfassung wichtigster Gesprächspunkte“ (19.2.1969), S. 235.

⁴² Bahr, Egon: „Aufzeichnungen des Ministerialdirektors Bahr. Betr. Erstes Konsultationsgespräch mit dem Planungsstab des japanischen Außenministeriums vom 3.-6.2.1969 in Tokio und Umgebung, hier: Zusammenfassung wichtigster Gesprächspunkte“ (19.2.1969), S. 236-237.

⁴³ Bahr, Egon: *Zu meiner Zeit*, S. 238.

⁴⁴ 核兵器不拡散条約10条について Brandt, Willy: *Der Atomsperrvertrag*, S. 65を参照のこと。

⁴⁵ Bahr, Egon: „Aufzeichnungen des Ministerialdirektors Bahr. Betr. Erstes Konsultationsgespräch mit dem Planungsstab des japanischen Außenministeriums“ (13.2.1969), S. 197.

⁴⁶ Bahr, Egon: „Aufzeichnungen des Ministerialdirektors Bahr. Betr. Erstes Konsultationsgespräch mit dem Planungsstab des japanischen Außenministeriums“ (13.2.1969), S. 198.

⁴⁷ Bahr, Egon: „Aufzeichnungen des Ministerialdirektors Bahr. Betr. Erstes Konsultationsgespräch mit dem Planungsstab des japanischen Außenministeriums“ (13.2.1969), S. 197.

⁴⁸ NHK スペシャル・スクープ『“核”を求めた日本 被爆国の知られざる真実』、ドキュメンタリー映画、49分、2010年10月3日放送。

⁴⁹ 「元次官「密約文書あった」」、『朝日新聞』2009年6月30日朝刊、1頁。

⁵⁰ NHK スペシャル・スクープ『“核”を求めた日本』、08:43 - 09:30分。

⁵¹ NHK スペシャル・スクープ『“核”を求めた日本』、12:20分。

⁵² 外務省『“核”を求めた日本』報道において取り上げられた文書等に関する外務省調査報告書』14-20頁。

⁵³ NHK スペシャル・スクープ『“核”を求めた日本』、09:05 - 09:30分(村田)、30:39 - 30:50分(志垣)。

⁵⁴ 「核武装可能だが持てぬ」佐藤内閣が68・70年に秘密研究報告書、『朝日新聞』1994年11月13日朝刊、1頁。「冷戦後、問われる「非核」——日本の核政策に関する基礎的研究」、『朝日新聞』1994年11月13日朝刊、11頁。

⁵⁵ Kase, Yuri: „The Costs and Benefits of Japan’s Nuclearization: An Insight into the 1968/70 Internal Report“. In: *The Nonproliferation Review* 8/2 (2001), pp. 55-68.

⁵⁶ 「冷戦後、問われる「非核」——日本の核政策に関する基礎的研究」、11頁。

⁵⁷ NHK スペシャル取材班)『“核”を求めた日本——被爆国の知られざる真実』光文社2012年、72頁。

⁵⁸ 「冷戦後、問われる「非核」——日本の核政策に関する基礎的研究」、11頁。

⁵⁹ 佐瀬昌盛「NHK スペシャル「核”を求めた日本」で語られなかったこと」『正論』466号、156-169頁。

⁶⁰ 佐瀬によると、バールの歴史的功績は両ドイツ基本条約を締結させたことにあるが、構想の核となった「一民族二国家」論は再統一の放棄であるとして批判された。ドイツ再統一はむしろヘルムート・コールの保守政治の成果であった。バールは1990年までドイツ連邦議会の議員であったが、1982年の政権交代後はコール政治に関与することができなかった。佐瀬昌盛「NHK スペシャル「核”を求めた日本」で語られなかったこと」、161-164頁を参照のこと。

⁶¹ 外務省『第1回日独政策企画協議要録』のような公文書のことであろう。

⁶² 佐瀬昌盛「NHK スペシャル「核”を求めた日本」で語られなかったこと」、167頁。

⁶³ 外務省『“核”を求めた日本』報道において取り上げられた文書等に関する外務省調査報告書』、11頁。

⁶⁴ 外務省『副大臣会見記録(平成22年11月29日(月曜日))』2010年11月29日、http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/fuku/f_1011.html#8 [2015.08.10アクセス]。

⁶⁵ Levite, Ariel E.: „Never Say Never Again: Nuclear Reversal Revisited“. In: *International Security* 27/3 (2002/2003), pp. 59-88, ここではp. 69.

⁶⁶ 「原発を核武装潜在力に 64年首相ブレーン報告書」、『東京新聞』2009年6月30日朝刊、1頁。

⁶⁷ Wakaizumi, Kei: „The Problem for Japan“, pp. 84-85.

⁶⁸ Bahr, Egon: *Zu meiner Zeit*, S. 209-212.

⁶⁹ Morgenthau, Hans J.: *Politics Among Nations: The Struggle for Power and Peace*. New York: A. A. Knopf 1948.

⁷⁰ Jacobs, Andreas: „Realismus“. In: Schieder, Siegfried / Spindler, Manuela (Hg.): *Theorien der Internationalen Beziehungen*. Opladen & Farmington Hills: Barbara Budrich 2006, S. 39-63, ここではS. 50.

⁷¹ 外務省『わが国の外交政策大綱』1969年9月25日、67頁、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku_hokoku/pdfs/kaku_hokoku02.pdf [2015.08.11アクセス]。

⁷² 石原慎太郎『新・墮落論——我欲と天罰』新潮社2011年、92-99頁。

⁷³ Clinton, Hillary: „America’s Pacific Century. The future of politics will be decided in Asia, not Afghanistan or Iraq, and the United States will be right at the center of the action“. In: *Foreign Policy* 11 (2011), pp. 56-63, 特にp. 58を参照のこと。当時、米国国務長官だったクリントンは米国外交の東アジアへの「方向転換」を披露してい

る。

⁷⁴ Kase, Yuri: „Japan’s Nonnuclear Weapons Policy in the Changing Security Environment: Issues, Challenges, and Strategies“. In: *World Affairs* 123.3 (2003), pp. 123-131.

⁷⁵ 新原昭治『あばかれた日米核密約』新日本出版社1987年、24-25頁。

Resume

Die Konsultationen der Planungsstäbe der Außenministerien Japans und Deutschlands und die Frage einer japanischen Atombewaffnung

— Egon Bahr und der Besuch Japans 1969 —

Maik Hendrik Sprotte

Im Februar 1969 besuchte der damalige Ministerialdirektor im Auswärtigen Amt Egon Bahr (1922–2015) in seiner Funktion als Leiter des Planungsstabes die japanische Hauptstadt. Bahr gilt als Vordenker und einer der Architekten der nach 1969 in der sozial-liberalen Regierung unter Führung Willy Brandts in reales Handeln umgesetzten „neuen“ Ostpolitik. Zweck des Besuches bundesdeutscher Diplomaten waren die ersten Konsultationen der Planungsstäbe des japanischen und bundesdeutschen Außenministeriums, die auf Initiative Japans aufgenommen werden sollten. Solche Konsultationen führte Japan sonst nur noch mit den USA, mit denen es nach der innenpolitisch nicht unumstrittenen Verlängerung des „Japanisch-Amerikanischen Sicherheitsvertrages“ 1960 in einer engen militärischen und sicherheitspolitischen Partnerschaft (und Abhängigkeit), ungeachtet eines breiten zivilgesellschaftlichen Widerstandes innerhalb der japanischen Gesellschaft, verbunden blieb.

Am Abend des 3. Oktober 2010 strahlte der öffentlich-rechtliche japanische Fernsehsender NHK eine Dokumentation unter dem Titel „Japan, das ‚Atombomben‘ zu besitzen wünschte: die unbekannte Wahrheit über das Land, das zum Opfer von Atombomben wurde“ aus. Im Zentrum dieses Dokumentarfilms stand eine zeitgenössische, von Egon Bahr verfasste, streng geheime „Aufzeichnung“ über ein abendliches Gespräch mit einigen Vertretern der japanischen Seite anlässlich der ersten deutsch-japanischen Konsultationen der Planungsstäbe beider Außenministerien vom 3. bis 6. Februar 1969 in der japanischen Hauptstadt und in Miyanoshita im Hakone-Gebiet. Gegenstand dieses Gespräches, so Bahr in seinem exklusiv an den Staatssekretär im Auswärtigen Amt Georg Ferdinand Duckwitz (1904–1973), Bundesaußenminister Willy Brandt (1913–1992) und – durch mündlichen Vortrag – Bundeskanzler Kurt Georg Kiesinger (1904–1988) gerichteten Schreiben, sei die Frage nach einer möglichen bundesdeutschen Unterstützung japanischer

Bestrebungen „auf Ebenbürtigkeit als Supermacht“ gewesen. Von japanischer Seite sei des Weiteren eine unter besonderen Umständen umzusetzende, eigenständige atomare Bewaffnung durch Japan selbst thematisiert worden.

Bahrs Aufzeichnung, deren Inhalt gleichwohl schon seit der Publikation seiner Erinnerungen unter dem Titel „Zu meiner Zeit“ bekannt ist und die als Dokumentation im Volltext bereits seit dem Jahr 2000 in der Bundesrepublik in publizierter Form vorliegt, entfaltete einen Tag nach Ausstrahlung der Dokumentation eine besondere politische Wirkung in Japan. Der damalige Außenminister Maehara Seiji (Demokratische Partei Japans) ordnete umgehend eine interne Untersuchung seines Ressorts zur Richtigkeit der Bahr-Aufzeichnung an, denn die Inhalte der Dokumentation stellten ein weiteres Mal die Glaubwürdigkeit der 1967 unter der Ägide des Ministerpräsidenten (und späteren Friedensnobelpreisträgers) Satō Eisaku (1901–1975) verkündeten und seither als „politisches Prinzip des [japanischen] Staates“ propagierten „Drei Prinzipien der Kernwaffenfreiheit“ infrage. Maeharas Parteifreund und Vorgänger im Amt des Außenministers, Okada Katsuya, hatte bereits ein Jahr zuvor eine thematisch verwandte Untersuchung zu sich bestätigenden Vorwürfen japanisch-amerikanischer Geheimabsprachen auf höchster Regierungsebene bezüglich der Einfuhr und Stationierung US-amerikanischer Atomwaffen in Japan zwischen 1960 und 1973 veranlasst, deren für die Vorgängerregierungen unvorteilhaften Ergebnisse erst im März 2010 der japanischen Öffentlichkeit vorgestellt worden waren.

In diesem Beitrag wird auf der Grundlage von Dokumenten der Außenämter der Bundesrepublik Deutschland und Japans und unter Berücksichtigung des zeitgenössischen Hintergrunds im Kontext des Japanisch-Amerikanischen Sicherheitsvertrages,

der langwierigen und detailreichen Verhandlungen über die Rückgabe der Inseln Okinawas an Japan sowie japanischer Positionen zum kontrovers diskutierten „Vertrag über die Nichtverbreitung von Kernwaffen“ (NVV) die Bedeutung und tatsächliche Wirkungsmacht der „Drei Prinzipien der Kernwaffenfreiheit“ im Abgleich mit dem realen und legitimen Schutzbedürfnis des japanischen Staates in den 1960er und frühen 1970er Jahren einer Analyse unterzogen. In einem zweiten Untersuchungsschritt soll zudem beleuchtet werden, welche Motive und Potentiale der Instrumentalisierung im Rahmen innenpolitischer Auseinandersetzungen die außenamtlichen Untersuchungen der Jahre 2009 und 2010 im Spannungsfeld der zivilen und militärischen Nutzung der Atomenergie veranlassten und leiteten.

